

## 令和7年4月1日から

### 入院時の食事療養標準負担額が変わります

所得区分	1食当たり
一般所得	490円 → 510円
指定難病患者	280円 → 300円
低所得Ⅱ	230円 → 240円
90日を超える入院の場合（※1）	180円 → 190円
低所得Ⅰ	110円（変更なし）

（※1）市民税非課税世帯・低所得Ⅱの方の91日目以降（長期該当）の入院日数は、過去12ヶ月間の入院日数の合計で計算します。その入院日数が90日を超えた場合、申請により食事療養標準負担額が変更になります。長期該当の認定証は、申請日の翌月初日からの交付となり、申請日から月末までの差額は、差額申請により支給されます。

【低所得Ⅱ】70歳以上で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）。

【低所得Ⅰ】70歳以上で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円とする）を差し引いたときに0円となる。